

（午前9時30分 開議）

○議長（土井裕美子君）皆さま、おはようございます。

それでは、ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（土井裕美子君）これより令和2年9月橋本市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（土井裕美子君）今定例会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

この際、諸般の報告をいたします。

市長から令和2年8月21日付、橋総第232号をもって、本日招集の市議会定例会に提出する議案33件が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

次に、公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社から令和元年度事業報告書・決算報告書の提出がありましたので、お手元に配付いたしております。

次に、監査委員から令和2年8月11日付、橋監委第27号をもって例月出納検査報告書の提出がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、市長から令和2年8月25日付、橋総第236号をもって市長専決処分事項の報告、同じく令和2年8月20日付、橋財第37号をもって令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告がありましたので、その写しを配付いたしております。

次に、議会事務局から令和2年6月8日から8月30日までの議会関係行事報告書を配付

いたしております。それぞれご覧願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（土井裕美子君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において1番 岡本さん、12番 小林さんの2人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（土井裕美子君）日程第2 会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月18日までの19日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議ありませんので、会期は本日から9月18日までの19日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の予定表のとおりでありますのでご了解願います。

日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度橋本市一般会計補正予算（第8号））から、日程第35 議案第18号 財産の譲与について までの33件

○議長（土井裕美子君）日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（令和2年度橋本市一般会計補正予算（第8号））から、日程第35 議案第18号 財産の譲与について までの33件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

本日、9月市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私ご多用のところご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。本日より9月18日までの19日間にわたりまして、ご提案いたしました議案につきまして、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

まず、去る8月15日にご逝去されました、旧橋本市の6代市長であります北村翼元市長のご訃報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

北村元市長の在任中には、国を挙げての平成の大合併が推し進められ、当時の橋本市と高野口町の合併協議会の会長として、両市町の合併推進の陣頭指揮を執られました。合併までの道のりは平たんなものではありませんでしたが、数々の課題に正面から取り組まれ、現在の橋本市の礎を築き上げられました。数々のご功績の陰にはご苦勞もあり、また、たくさんの努力を積み重ねられたことと思います。そのご功績とご尽力に改めて敬意を表するとともに、いつも穏やかな笑顔でおられた北村元市長の面影をしのび、安らかなご冥福をお祈りいたします。

さて、6月19日、本市の文化財などを含む「葛城修験一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地」が日本遺産に認定されました。葛城修験は、大阪、和歌山、奈良の府県境の峰々に位置し、古くから修験者たちが深い山中に入り修行を積んだ場である一方、修験の道と地元住民との関わりも強く、本市においても周辺地域には史跡が残され、伝統行事が受け継がれています。

先日、和歌山県をはじめ関係自治体や団体で構成される葛城修験日本遺産活用推進協議

会が設立され、今後はお互いに協力をしながら、葛城修験を未来に継承していくための普及啓発や情報発信をしていくこととなりました。本市においても、「広報はしもと」9月号に特集を組み、市民の皆さんに周知させていただくとともに、今後も世界遺産である黒河道とともに継承し、本市の活性化につながる「道」となることを期待いたします。

次に、今年は長い梅雨が明けてから、非常に気温の高い日が続いています。コロナ禍の中、マスクをする日常にも慣れてきているところではありますが、熱がこもったり水分補給が不足したりして、熱中症のリスクが高くなっています。市民の皆さまには、防災行政無線などで熱中症の注意喚起を継続的に行い、また、先般、包括連携協定を結んだ企業からは、早速、小・中学校に熱中症対策用飲料を配備していただいたところです。

猛暑であるとともに雨が少なく、農作物への影響も心配なところではありますが、橋本ふるさと便も順調に利用していただいております。これから秋にかけて、本市の農産物を全国の皆さんに味わっていただけるよう願っております。

それでは、9月市議会定例会に提案する議案につきましてご説明申し上げます。

本議会には、専決処分事項の承認案件1件のほか、令和元年度橋本市一般会計、各特別会計、各企業会計の決算認定案件が14件、令和2年度橋本市一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算案件が9件、条例案件が4件、その他の案件として、令和元年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、市道路線の廃止が1件、九度山町区域外路線の認定の承諾が1件、物品購入契約の締結が1件、財産の譲与が1件、合計33件を提案させていただきました。

まず、承認第1号は、令和2年度橋本市一

般会計補正予算（第8号）でございます。

7月に発生した集中豪雨による農地農業用施設及び公共土木施設などの災害復旧経費について、緊急的に必要とする簡易測量手数料や修繕料、災害復旧工事費などの経費として、総額6,055万7,000円を令和2年8月5日に急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分を行なったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号から認定第14号までは、令和元年度の一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算であり、令和元年度各会計歳入歳出決算書を提出させていただきました。

認定第1号の令和元年度橋本市一般会計決算についてでございますが、歳入総額が263億7,951万4,502円、歳出総額が258億7,812万880円で、歳入歳出を差し引いた額から翌年度への繰越事業の財源4,249万2,000円を除きますと、差引実質収支額といたしましては4億5,890万1,622円の黒字となります。

また、認定第2号から認定第11号までは特別会計の決算であり、全ての特別会計が黒字となっております。

続きまして、認定第12号から認定第14号は企業会計の決算でございます。

認定第12号の水道事業会計及び認定第13号の下水道事業会計の決算はともに黒字となっております。

認定第14号は、令和元年度橋本市病院事業会計の決算でございますが、乳腺・呼吸器外科医師の引揚げ及び新型コロナウイルス感染症等の影響により患者数が大きく減少し、入院収益で3億119万5,222円の減収となりました。外来収益についても減収となり、病院事業収益は前年度に比べて、3億8,609万3,419円の減収となる73億9,451万9,860円を計上いたしました。

一方、費用面において、退職者が増加したため給与費が増加しましたが、入院患者数の減少に伴う材料費の減少や委託料などの経費の減少により、病院事業費用は前年度に比べて、1億203万9,096円の減額となる76億6,223万6,920円を計上いたしました。この結果、当年度純損失として2億6,771万7,060円を計上いたしました。

以上が、令和元年度各会計決算の概要でございます。なお、決算状況につきましては、各会計歳入歳出決算書のほか、監査委員の決算審査意見書及び主要施策成果報告書を合わせて提出させていただきましたので、ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、令和元年度決算に関係して、本市の財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」をご覧くださいませようお願いいたします。

まず、健全化判断比率についてですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字決算とならないため、前年度と同様、数値として表れてまいりません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表すもので、本市は13.6%となり、平成30年度の13.3%と比較すると0.3%悪化しています。

また、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表すもので、本市は101.1%となり、平成30年度の109.5%と比較すると8.4%改善しています。

続きまして、資金不足比率についてですが、この資金不足比率は公営企業会計だけに適用される比率であり、本市の場合、対象となる特別会計及び企業会計において資金不足の状

況となっていないため、比率として数値に表れません。

なお、令和元年度の決算では将来負担比率が改善しましたが、実質公債費比率は悪化しており、他市の数値と比較いたしましても依然として厳しい財政状況であることから、今後も歳入の確保と経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、議案第1号から議案第9号までは、令和2年度一般会計、各特別会計及び各企業会計の補正予算でございます。

今回の補正額は、一般会計で1億2,963万8,000円、国民健康保険特別会計など特別会計で1億6,441万9,000円、企業会計で1億6,010万8,000円、全会計での補正総額といたしましては4億5,416万5,000円でございます。

まず、議案第1号は、令和2年度橋本市一般会計補正予算（第9号）でございます。

主なものをご説明申し上げますと、総務費の電算管理運営に要する経費では、スマートフォンなどによるバーコードを読み取ることで、市税を納付することができるようにするためのシステム改修などの経費として100万円を予算計上いたしました。

また、商工費の世界かがい施設遺産小田井用水路大畑才蔵発信事業に要する経費では、観光庁が募集する「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業」に応募し、世界かがい遺産である小田井用水と、そこに息づく大畑才蔵の献身と精神を、地域住民や日本技術のルーツに興味のあるインバウンドに情報発信することで、地域住民の郷土愛を高めるとともに、新たな集客コンテンツを構築することを目的として、大畑才蔵の偉業と技術を学習・体験するためのシンポジウムや、世界かがい施設遺産である小田井用水をたどるバスツアー、大畑才蔵ゆかりの地を巡るウォーキングイベントのほか、地域

の児童にも親しみやすくするため、教材漫画や動画の作成を実施するための経費2,000万円を予算計上いたしました。

次に、土木費の河川管理に要する経費では、台風などによる河川氾濫での浸水被害を防ぐことを目的に、緊急しゅんせつ事業を実施するため、設計委託料及び工事費として総額650万円を予算計上いたしました。

また、地域優良賃貸住宅管理に要する経費では、地域優良賃貸住宅の入居率を上げることを目的に、未入居部屋の改修費及び入居者募集のための広告料として、総額859万4,000円を予算計上いたしました。

また、教育費の保健体育総務に要する経費では、筒香嘉智選手からの寄附金を活用した事業として、橋本市スポーツ少年団加盟の少年野球チームを対象とした交流大会を行う予定であり、そのための送迎バスや球場手配のための委託料200万円を予算計上いたしました。

続きまして、議案第2号から議案第9号までは、各特別会計及び各企業会計の補正予算でございます。

主なものをご説明いたしますと、議案第4号 令和2年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、県の地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護事業所等を運営する法人が行う事業所等の居室への簡易陰圧装置や、換気設備の設置に必要な経費に対する補助金3,026万1,000円を計上するとともに、国や県などへの前年度の精算に伴う返還金など1億3,542万1,000円を予算計上いたしました。

また、議案第9号 橋本市病院事業会計補正予算（第5号）では、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業として、1億3,000万円を特別利益及び特別損失にそれ

ぞれ計上するとともに、収益的収入として、保育環境改善等事業補助金31万6,000円を計上し、収益的支出では委託料266万円、手数料445万円を予算計上いたしました。

また、資本的支出において、預託金337万9,000円を予算計上いたしました。

以上が、今議会に提案する各会計補正予算案件の概要でございます。

議案第10号は、橋本市浄水場更新等事業事業者選定委員会条例についてでございます。

これは、令和3年度から実施する橋本市浄水場1系施設の更新及び維持管理業務の受託事業者をプロポーザル方式により選定するための選定委員会を設置するものでございます。

議案第11号は、橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、水道事業の営業経費を削減するため、令和3年度からメーター検針を隔月で実施することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、橋本市飲料水供給施設事業給水条例及び橋本市簡易飲料水供給施設設置及び管理条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、令和3年度から杉尾地区の簡易飲料水供給施設事業を飲料水供給施設事業に引き継ぐための改正及び議案第11号による橋本市水道事業給水条例の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

議案第13号は、橋本市地場産業振興センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

橋本市地場産業振興センターでは、市民が広く利用できるよう施設の一部を貸し出していますが、利用実績が少なく今後も需要が見込めない部屋について、貸出対象から除外して他の活用を図れるよう、所要の改正を行う

ものでございます。

議案第14号は、令和元年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

これは、令和元年度橋本市水道事業会計の未処分利益剰余金35億6,937万1,458円について、減債積立金に1億7,846万8,573円を、利益積立金に7億1,387万4,291円を、建設改良積立金に26億7,702万8,594円をそれぞれ処分するものでございます。

議案第15号は、市道路線の廃止についてでございます。

これは、市道天神端場山線の一部を廃止するものでございます。

議案第16号は、九度山町区域外路線の認定の承諾についてでございます。

これは、高野口町名倉地内にある九度山町道176号線について、九度山町から区域外路線の認定の承諾依頼がありましたので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号は、物品購入契約の締結についてでございます。

これは、水槽付消防ポンプ自動車購入に関する指名競争入札を執行したところ、有限会社福井自動車が落札したので、物品購入契約を締結するものでございます。

議案第18号 財産の譲与についてでございます。

これは、公共施設等総合管理計画において、移譲方針となっている向島あおい会館を向島区に譲与するものでございます。

以上、承認1件、認定14件、議案18件、計33件についてご説明申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（土井裕美子君）市長の説明が終わりました。

○議長（土井裕美子君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明9月1日から9月6日までの6日間は議案調査等のため休会とし、9月7日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土井裕美子君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

（午前9時55分 散会）